

計算書類に対する注記

(社会福祉法人 転生会)

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
- ・満期保有目的以外の有価証券
 - 時価のあるもの 決算日の市場価格による時価法
 - 時価のないもの 総平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物、構築物、車輛運搬具、器具及び備品、ソフトウェア 定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員の退職金支給に備える為、沖縄県社会福祉事業共済会規程による退職給付引当金を計上している。

賞与引当金

職員の賞与支給に備える為、賞与支給見込み額の内、当期負担額分を計上している。

徴収不能引当金

毎会計年度末において徴収する事が不可能と判断される債権の金額を計上している。

上記以外の債権の総額に、過去の徴収不能額の発生割合を乗じた金額を計上している。

(4) 消費税

税込み方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

職員の退職金の支給に備える為、(独)福祉医療機構退職手当共済会、沖縄県社会福祉事業共済会、中小企業退職金共済会の共済制度に加入している。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成を省略している。

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 転生園拠点(社会福祉事業)

「本部 転生園」

「介護老人福祉施設 転生園」

「短期入所生活介護事業(ショートステイ) 転生園」

「通所介護事業(デイサービス) 転生園」

「居宅介護支援事業所 転生園」

イ 転生園配食拠点(公益事業)

「配食サービス事業 転生園」

ウ 総合事業拠点(公益事業)

「けんこう倶楽部花庭事業」

エ 花庭拠点区分(社会福祉事業)

「特養サテライト事業」

「通所介護事業(デイサービス) 花庭」

オ 特定施設花庭拠点区分(公益事業)

「特定施設花庭事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	47,200,000	0	0	47,200,000
建物	259,745,724	336,380	21,907,805	238,174,299
定期預金	2,000,000	0	0	2,000,000
合 計	308,945,724	336,380	21,907,805	287,374,299

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,221,637,663	983,463,364	238,174,299
建物	407,193,455	153,781,075	253,412,380
構築物	83,330,468	53,587,317	29,743,151
車輛運搬具	14,776,562	14,351,135	425,427
器具及び備品	190,845,987	164,675,135	26,170,852
合 計	1,917,784,135	1,369,858,026	547,926,109

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 固定資産の移管について

①特定施設花庭サービス区分について、令和7年3月31日付で事業廃止している。

当該事業における残余財産については、下記のサービス区分へ移管の手続き及び会計処理を行っている。

花庭拠点 特養サテライト事業

転生園配食拠点 配食サービス事業

総合事業拠点 けんこう倶楽部花庭事業